

(7) 租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（承認特例用）（公益信託用）

このチェックシートは、承認申請書に添付して提出してください。

租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（承認特例用）（公益信託用）

- * このチェックシートは、租税特別措置法第40条の「承認特例」の適用を受けようとする場合に使用します。なお、承認特例の適用を受けようとする場合には、この面及び裏面に記載された書類の添付が必要になります。
- * このチェックシートは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」に添付して提出してください。
- * このチェックシートに記載された添付書類の提出があった後において、事実関係や寄附財産を受け入れた公益信託の運営状況を確認するために、関係書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承願います。

添付書類（チェックボックスにレ印を付してください。）

1	贈与又は遺贈をした者が公益信託の受託者及び信託管理人並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書、贈与又は遺贈をした者が公益信託の受託者及び信託管理人並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書	☐
2	次の事項の記載のある寄附財産を受け入れた公益信託の合議制の機関の決定又は信託管理人の同意に係る議事録その他これに相当する書類（以下「議事録等」という。）の写し ① 寄附の申出を受け入れることを決定又は同意した旨 ② 寄附財産について基金に組み入れることを決定又は同意した旨 ③ 当該決定又は同意に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項 (注) (注) 議事録等に③の事項が記載されていない場合は、①及び②の事項の記載のある議事録等の写しと寄附を受けた公益信託の受託者から交付を受けた③の事項が記載された書類の提出をお願いします。	☐
3	寄附財産を受け入れた公益信託の所轄庁が発行した基金 ^{※1} の証明書の写し	☐
4	寄附財産を受け入れた公益信託のその寄附を受けた日の属する信託事務年度終了の日から3か月を経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合 (注) 寄附財産を受け入れた日の属する信託事務年度において、寄附財産について、基金に組み入れる方法により管理されたことが確認できる書類（基金明細書の写し）	☐
	(注) 「寄附財産を受け入れた公益信託のその寄附を受けた日の属する信託事務年度終了の日から3か月を経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合」とは、次の②の日付が④の日付より後に到来する場合をいい、この場合に該当するときは、4の書類を承認申請書の提出期限（②の日付）までに提出していただく必要があります（【記載例】の場合）。 次の②の日付が④の日付より前に到来する場合には、4の書類を④の日付までに納税地の所轄税務署へ必ず提出してください。 なお、4の書類が、提出すべき期限までに提出されなかった場合には、国税庁長官は、非課税承認を取り消すことができることとされていますので、期限までに必ず提出してください。 ① 寄附を受けた日 _____年____月____日 ② 承認申請書の提出期限（①の日付から4か月を経過する日） ^{※2} _____年____月____日 ③ 寄附を受けた日の属する信託事務年度終了の日 _____年____月____日 ④ ③の日付から3か月を経過する日 _____年____月____日	【記載例】 令和X年3月15日 令和X年7月15日 令和X年3月31日 令和X年6月30日
5	承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書	☐

※1 寄附財産を組み入れる「基金」については、当該基金が公益信託事務に充てられることが確実であることなど一定の要件を満たすことについて、寄附財産を受け入れた公益信託が所轄庁の証明を受けたものに限ります。

※2 ①の日付から4か月を経過する日前に寄附を受けた日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、②の日付はその確定申告書の提出期限となります。

【表面】

「添付の有無」欄に○印を付してください。なお、整理欄の記入は不要です。

	添付を要する場合	書 類	添付の有無	整理欄
第1表関係	申請者が寄附者の相続人及び包括受遺者である場合	1 寄附者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し	有・無	
	公益信託を設定するための遺言による財産の信託又は既に設定されている公益信託の受託者に対する遺贈（遺言による追加信託を含む。）である場合	2 遺言書の写し	有・無	
第2表関係	申請書を提出する全ての場合	1 認可通知書（移行認可を受けた場合は、移行認可通知書）の写し	有・無	
		2 公益信託の受託者の登記事項証明書等（その受託者が法人である場合のみ）	有・無	
		3 信託行為及び事業計画書の写し	有・無	
第3表関係（承認特例用）	申請書を提出する全ての場合	1 寄附申込書の写し	有・無	
		2 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）	有・無	
	寄附財産に係る取得価額が明らかである場合	3 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）	有・無	
	寄附財産が土地である場合	4 寄附を受けた公益信託の受託者に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含む。）	有・無	
		5 利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図及び住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）等	有・無	
	寄附財産が建物である場合	6 寄附を受けた公益信託の受託者に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書	有・無	
	寄附財産が株式である場合	7 寄附を受けた公益信託の受託者に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株主名簿の写し等）	有・無	
	寄附財産が美術品である場合	8 寄附財産のうち主要なもののカラー写真	有・無	
第3表―付2関係	寄附財産が譲渡された場合	1 信託行為において信託財産の譲渡について権限を有する者のその寄附財産の譲渡の決定（その譲渡の決定につき公益信託の合議制の機関、信託管理人その他の者の同意が必要な場合は、その同意を含む。）に係る議事録その他これに相当する書類の写し	有・無	
		2 寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し等	有・無	
		3 寄附財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産について、基金に組み入れることについての公益信託の合議制の機関の決定又は信託管理人の同意に係る議事録その他これに相当する書類の写し（その議事録等にその決定又は同意に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた公益信託の受託者から交付を受けたこれらの事項が記載された書類を含む。）	有・無	
		4 上記3の資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写し等	有・無	
		5 寄附を受けた公益信託の受託者に所有権移転登記又は所有権保存登記を行った後の上記3の資産の登記事項証明書	有・無	
		6 寄附財産の譲渡及び上記3の資産の取得に係る収支明細表	有・無	
	寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が資産の取得に充てられていない場合	7 譲渡代金の全部又は一部が上記3の資産の取得に充てられていないことについての理由書及びその充てられていない部分についての上記3の資産の取得計画書その他の関係書類	有・無	

【裏面】

(令8.9)